

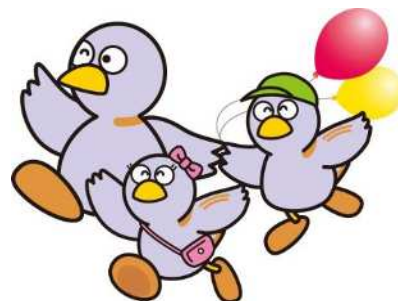
利根地域療育センター

発達障害の特性が気になる子供に、専門的な知識を有する作業療法士等の専門職が、アセスメント（親面接・発達検査等）を実施することにより、子供の特性を把握し、その子に合った支援についてお伝えします。

また、療育が必要な方で希望される場合には、個別療育の提供や療育に関する相談を行います。

令和7年9月1日から、下記の住所へ移転しました。
（電話番号は変わりません。）

埼玉県のマスコット コバトン・さいたまっち



対象児

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子供

- ※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。
- ※埼玉県内（さいたま市を除く）にお住まいの方に限ります。
- ※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方は対象外です。

利用方法

予約制です。まずはお電話にてお申し込みください。

住所・電話番号等

運営法人：特定非営利活動法人あかり
住 所：宮代町国納807-1（児童発達支援センターこころ園）
電話番号：080-7504-5870（直通）
受付時間：月～金曜日 9時～17時（休日・年末年始を除く。）

利用の流れ

裏面をご覧ください。

他の地域の地域療育センターについて知りたい方は、県のホームページをご覧ください。
（検索サイトから、「埼玉県 地域療育センター」で検索することができます。）

地域療育センターの利用の流れ

【埼玉県委託事業】

電話で申込み

対象児

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子供

- ※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。
- ※埼玉県内（さいたま市を除く）にお住まいの方に限ります。
- ※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方は対象外です。

通所(3回程度)

アセスメント

- ・親面接
- ・発達検査、行動観察

- 子供の発達について心配なこと、生育歴、日常生活の様子などについて、お話をうかがいます。
- 子供の発達状況を確認するための発達検査や行動観察を行います。

結果の説明

- アセスメントの結果からわかる子供の特性や、その子に合った支援についてお伝えします。

利用料

アセスメント結果の説明時に1,000円がかかります。

療育が必要な方で、希望される場合

市町村窓口で、「**通所受給者証**」の発行手続きをします。

※すでに「通所受給者証」をお持ちの方は利用の流れが異なる場合がありますので、各センターにお問い合わせください。

利用契約

【児童福祉法に基づくサービス】

個別療育

アセスメント結果に基づいて個別療育計画を立て、専門職による個別療育を行います。

保育所等への訪問

ご希望により、保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、先生方と子供の理解や支援のポイントを共有します。

※状況によって、利用開始までお待ちいただいたり、他機関を紹介する場合があります。

利用回数・期間

1ヶ月あたりの利用回数は概ね月1回程度です。
利用期間は、子供の状況や目標等によって設定し、一定期間で見直しをします。
利用できる年齢の上限があります。

利用料

児童福祉法に基づく自己負担がかかります（1回1,000円前後）。
*所得に応じて1か月あたりの上限額が定められています。
*満3歳の4月1日から3年間は無償化されています。

※通所受給者証のない方は、必要に応じて数か月に1回、専門職による療育相談を受けることができます。
療育相談の利用料は1回1,000円です。